第五号の二様式中「であつた」を「であった」に、「（これらの期間のうち平成12年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合）」を「）の割合（平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に、「である。」を「です。」に改める。

第十六号の二十五様式中「第23条第１項」を「第26条第１項」に、「第13条」を「第16条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条の二十九第１項、第八条の三十第１項第１号、第八条の三十二第１項第１号イ、同項第二号イ及び第八条の三十六第１号並びに第十六号の二十五様式の改正規定　公布の日

二　附則第三条の二の八第七号の改正規定　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日（平成二十五年九月五日）

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第七号中「第四十八条の九の十四」を「第四十八条の九の十五」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「同条第七号中「第四十八条の九の十四」を「同条第七号中「第四十八条の九の十五」に改める。

○財務省令第五十二号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月四日

財務大臣　麻生　太郎

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「第十条の六第三項」を「第十九条第三項」に、「第十条の四第三号」を「第十七条第三号」に改める。

附　則

この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

○環境省令第二十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月四日

環境大臣　石原　伸晃

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第１条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一、六九五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	五四五人	事務局の職員の定員とする。
合　計	二、二四〇人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。